

発議第3号

飲酒運転撲滅を宣言する決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成30年3月20日提出

つくばみらい市議会議長 染谷 礼子 様

提出者 つくばみらい市議会議員 伊藤 正実

賛成者 つくばみらい市議会議員 今川 英明

賛成者 つくばみらい市議会議員 鐘ヶ江 礼生奈

賛成者 つくばみらい市議会議員 直井 誠巳

提案理由

飲酒運転は、近年の厳罰化等を背景に、全国的には減少傾向にあるものの、依然として根絶には至っていない状況であります。

飲酒運転撲滅のためには、運転者の交通安全意識の向上はもとより、家庭や職場さらには地域が一体となって、「飲酒運転は絶対にしない・させない」という強い意志を示すと同時に、飲酒運転の取締り、交通安全の普及・啓発等の施策を強化しなければなりません。

本市議会は、平成30年2月14日に発生した議員による飲酒運転の不祥事を重く受け止め、改めて交通安全意識の徹底を強く呼びかけるとともに、関係機関・団体との連携を強化し、市をはじめ市民と一体となって飲酒運転撲滅に向けて全力で取り組むことを宣言するものです。

飲酒運転撲滅を宣言する決議

飲酒運転は、近年の厳罰化等を背景に、全国的には減少傾向にあるものの、依然として根絶には至っていない状況である。

過日、本市議会に在籍していた議員が、市内において酒気帯び運転により警察に検挙されるという事件が発生した。平成18年9月27日「飲酒運転撲滅を宣言する決議」を可決している本市議会としては、極めて遺憾でならない。

本市議会は、この事件に際し、深く反省するとともに、市民及び関係機関・団体の方々にお詫びを申し上げる次第である。

飲酒運転撲滅のためには、運転者の交通安全意識の向上はもとより、家庭や職場さらには地域が一体となって、「飲酒運転は絶対にしない・させない」という強い意志を示すと同時に、飲酒運転の取締り、交通安全の普及・啓発等の施策を強化しなければならない。

よって、本市議会は、改めて交通安全意識の徹底を強く呼びかけるとともに、関係機関・団体との連携を強化し、市をはじめ市民と一体となって飲酒運転撲滅に向けて全力で取り組むとともに、議員が飲酒運転により法令に違反した場合、自らの責任において議員を辞職することを宣言する。

平成30年3月20日

茨城県つくばみらい市議会